

令和2年度職員採用募集要項
社会福祉法人 富山県社会福祉協議会

- 1 受付期間 令和元年7月22日(月)～8月26日(月)
- 2 第1次試験日 令和元年9月22日(日)
- 3 受験申込先 社会福祉法人 富山県社会福祉協議会 総務企画課
〒930-0094 富山市安住町5番21号
富山県総合福祉会館(サンシップとやま)内 TEL 076-432-2958
- 4 採用予定人員 若干名
- 5 職 種 事務職
- 6 主な職務内容 社会福祉協議会事務全般
(末尾の『富山県社会福祉協議会の概要』を参照)

7 受験資格

(1) 次のいずれにも該当する者

- ①昭和59年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者
(短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の対象となる者等については、昭和35年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者)
- ②学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は令和2年3月までに卒業見込みの者で、社会福祉主事の任用資格(下欄のうち3科目以上を履修していること。)を有する者又は令和2年3月までに同資格を取得する見込みの者

社会福祉概論、社会福祉事業史、社会福祉援助技術論、社会福祉調査論、社会福祉施設経営論、社会福祉行政論、社会保障論、公的扶助論、児童福祉論、家庭福祉論、保育理論、身体障害者福祉論、知的障害者福祉論、精神障害者保健福祉論、老人福祉論、医療社会事業論、地域福祉論、法学、民法、行政法、経済学、社会政策、経済政策、心理学、社会学、教育学、倫理学、公衆衛生学、医学一般、リハビリテーション論、看護学、介護概論、栄養学、家政学

(2) 次のいずれかに該当する者は受験できません。

- ①成年被後見人、被保佐人(準禁治産者を含む。)
- ②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

8 試験の日時及び場所

(1) 第1次試験

日時 令和元年9月22日(日) 10:00～14:00

会場 富山市安住町5番21号
富山県総合福祉会館（サンシップとやま）

(2) 第2次試験（第1次試験合格者に別途通知します。）

日時 令和元年10月31日（木）〔予定〕

会場 富山市安住町5番21号
富山県総合福祉会館（サンシップとやま）

9 試験の方法

(1) 第1次試験

教養試験（2時間：択一式） 職員として必要な一般知識

論文試験（1時間：記述式） 一般的なテーマ

(2) 第2次試験

適性検査 職務遂行に必要な適性検査

面接試験 主として人柄などについての個人面接

10 合格者の決定方法

最終合格者は、第1次試験及び第2次試験の結果を総合的に判定し、決定します。
なお、第1次試験及び第2次試験の受験者には、合否にかかわらず、それぞれ書面で通知します。

11 採用予定日 令和2年4月1日

ただし、7受験資格（1）②に定める社会福祉主事の任用資格を修めて大学を卒業しない場合は採用されません。

12 給与及び勤務時間等

本会の給与規程、就業規則等の定めるところによります。

(1) 勤務場所 社会福祉法人 富山県社会福祉協議会

(2) 勤務時間 8：30～17：15（7時間45分）
〔12：00～13：00は休憩時間〕

(3) 休日等 週休2日制（土日）、祝日、夏季休暇、年末年始休暇

(4) 初任給 180,700円（平成31年4月1日現在）

※採用前の経歴に応じて一定の基準により加算されることがあります。

(5) 諸手当 期末・勤勉手当、扶養手当、住居手当、通勤手当等が、それぞれの条件に応じて支給されます。

13 受験申込手続き及び受付期間

(1) 申込用紙の請求

①申込用紙は富山県社会福祉協議会において交付します。

②郵便で申込用紙を請求する場合は、**120円**切手を貼ったあて先明記の角型2号の返信用封筒（A4版の入る大きさ）を同封の上、封筒の表に「採用試験申込用紙請求」と朱書きして、富山県社会福祉協議会総務企画課へ送付してください。

※本会のホームページからダウンロードした申込用紙による申込みもできます。

(2) 申込手続き

申込書に必要な事項を記入し、押印のうえ、次の書類をそろえて富山県社会福祉協議会総務企画課へ提出してください。

- ①履歴書（本会所定の用紙を使用してください。）
- ②卒業証明書又は卒業見込み証明書
- ③成績証明書

申込書等を郵送する場合は、封筒の表に「受験申込」と朱書きし、必ず書留又は簡易書留で郵送してください。

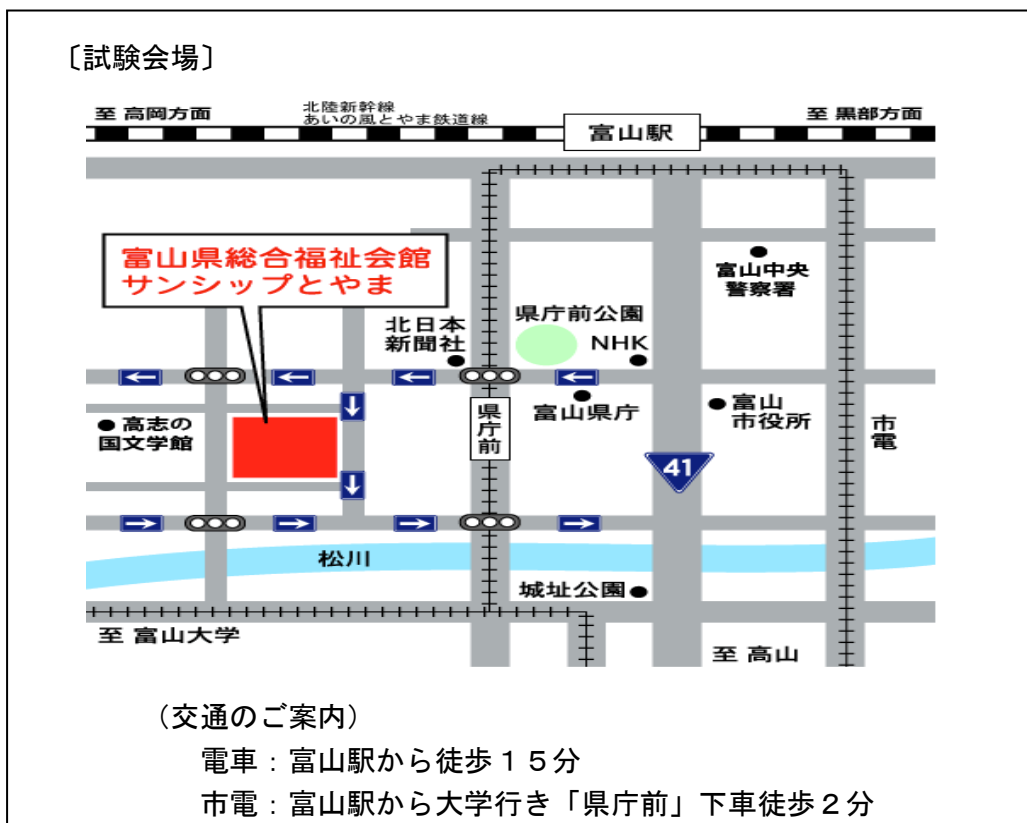
(3) 受付期間及び受付時間

受付期間 令和元年7月22日（月）～8月26日（月）の平日のみ
ただし、郵送の場合は8月26日までの消印のあるものに限り受け付けます。

受付時間 8：30～17：00

14 第1次試験にあたっての注意事項

- (1) 当日は、受験票、筆記用具（HBの鉛筆又はシャープペンシル、プラスチック消しゴム）、時計（計算・翻訳機能付きの時計及び携帯電話不可）及び昼食を持参してください。
- (2) 試験中の携帯電話の使用は禁止します。指示に従わない場合は、受験できないことがあります。
- (3) 駐車場の不足が見込まれますので、車での来場は禁止します。
- (4) 試験会場及び会館内は禁煙です。
- (5) ゴミは各自でお持ち帰りください。
- (6) 車いすの使用など試験会場において特別な配慮を必要とされる場合は、受験申込時にその旨を富山県社会福祉協議会総務企画課に連絡してください。
- (7) 自然災害等により試験の延期や開始時刻の繰り下げ等を実施する場合は、ホームページでお知らせします。



参考：『富山県社会福祉協議会の概要』

- | | |
|-----------|----------------------|
| 1 設 立 | 昭和27年5月24日 |
| 2 基本財産 | 3,000千円 |
| 3 会 員 | |
| (1) 正 会 員 | 1,101 |
| (2) 賛助会員 | 159 計1,260 |
| 4 代 表 者 | 会長 岩城 勝英 |
| 5 職 員 | 69名 |
| 6 予算規模 | 約29億円 |
| 7 本会の目的 | |

本会は、富山県における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の増進を図ることを目的とする。

8 本会の事業概要

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) 社会福祉を目的とする事業を経営する者への支援に関する事業
- (5) 第1号から第3号までに掲げるもののほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- (6) 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修
- (7) 社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導助言
- (8) 市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整
- (9) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連携
- (10) 共同募金事業への協力
- (11) 富山県高齢者総合相談センターの業務の実施
- (12) 富山県健康・福祉人材センターの業務の実施
- (13) 介護福祉士等修学資金貸付事業
- (14) 日常生活自立支援事業
- (15) 生活福祉資金貸付事業
- (16) 社会福祉事業従事者の福利増進
- (17) ボランティア活動の振興
- (18) 福祉カレッジの設置運営
- (19) 介護サービス情報の公表事業
- (20) 高齢者の生きがいと健康づくり促進事業
- (21) 障害者権利擁護・差別解消推進事業
- (22) 富山県難病相談・支援センターの業務の実施
- (23) 富山県がん総合相談支援センターの業務の実施
- (24) 生活困窮者の自立相談支援事業
- (25) 生活困窮者の就労準備支援事業
- (26) その他本会の目的達成のため必要な事業